議案第102号

大牟田市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について 大牟田市立中学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市立中学校設置条例の一部を改正する条例

大牟田市立中学校設置条例(昭和39年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

Γ

歴木中学校	大牟田市大字歴木1150番地	
田隈中学校	大牟田市大字田隈338番地	を
橘中学校	大牟田市大字橘664番地1	

Γ

御木中学校	大牟田市大字歴木1150番地
白銀中学校	大牟田市大字橘664番地1

に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

大牟田市立歴木中学校、大牟田市立田隈中学校及び大牟田市立橘中学校を 再編し、新校を開校するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治 法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。